

棒受け網漁業

| 制限措置(規則第11条関係) | | | | | | | 申請期間 |
|----------------|-------------|---------|----------|---|-------------------|-------------------------------|------------------------|
| 漁業種類 | 許可等をすべき船舶の数 | 船舶の総トン数 | 推進機関の馬力数 | 操業区域 | 漁業時期 | 漁業を営む者の資格 | |
| いか棒受け網漁業 | 34隻 | 5トン未満 | 定めなし | 大分県佐伯市上浦蒲戸埼から真方位90度の線及び宇土埼突端から大分県佐伯市蒲江深島西端を結んだ直線及び大分県佐伯市蒲江深島東端から真方位83度35分の線との間の大分県海域。 ただし、共同漁業権の漁場区域を除く。 | 8月1日から 9月30日まで | 佐伯市(弥生、本匠、宇目及び直川を除く。)に住所を有する者 | 令和6年6月1日から 同年7月1日まで |

備考

- 1 制限措置の各欄の「定めなし」とは、当該許可漁業に関する制限を設けない場合をいう。
- 2 この告示に係る許可の有効期間は、令和6年8月1日から同年9月30日までとする。
- 3 この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。